

霧島市火災予防条例の一部改正について

霧島市火災予防条例の一部を次のように改正する。

令和2年11月24日提出
霧島市長 中重真一

霧島市火災予防条例の一部を改正する条例

霧島市火災予防条例（平成17年霧島市条例第297号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項各号列記以外の部分中「電気を動力源」を「電気自動車等（電気を動力源」に改め、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。」をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項第4号から第6号まで中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第11条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構

造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第 11 条の 2 第 1 項中第 1 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のもの及び消防局長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 44 条第 14 号中「充てん」を「充填」に改め、同号を同条第 15 号とし、同条中第 10 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の霧島市火災予防条例第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。